

鳥取市障がい者相談支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和8年10月

鳥取市福祉部障がい福祉課

1 委託業務名称

鳥取市障がい者相談支援事業

2 趣旨

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第77条第1項第3号に基づき、障害者等（障害児、障害者及び難病等患者をいう。以下同じ。）、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の地域での生活や権利擁護のために必要な支援を行うものである。

事業実施にあたっては、障害者等に対する相談支援に係る高度な専門性が求められることから、関連分野を含めた幅広い知識、経験、技術、実績、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要がある。

本実施要項は、優れた提案内容の事業者を契約の優先交渉権者に選定することを目的として実施する公募型プロポーザルの概要や審査手順等を示すものである。

3 スケジュール

(1) 公募型プロポーザル公告日	令和8年10月30日（金）
(2) 募集要項等配布	令和8年10月30日（金） から
(3) 質問書の受付期間	令和8年10月30日（金） から 令和8年11月10日（火）まで 午後5時必着
(4) 質問書に対する回答	随時 最終回答 令和8年11月13日（金）
(5) 参加申込書類の提出期限	令和8年11月17日（火） 午後5時必着
(6) 参加資格要件の確認通知	令和8年11月20日（金）まで
(7) 企画提案書の受付期間	令和8年11月20日（金） から 令和8年12月7日（月）まで 午後5時必着
(8) 審査・業者選定 (プレゼンテーション)	令和9年1月中旬

(9) 契約期間	<p>契約締結の日（令和9年2月下旬）から</p> <p>令和12年3月31日まで</p>
----------	---

4 業務内容

鳥取市障がい者相談支援事業業務委託仕様書のとおり

5 実施人員等

本業務は、原則19名（常勤換算）の相談支援専門員により実施する。審査の評価の高かった事業者から順に必要な人員を満たすまで契約を締結します。なお、1事業者当たり配置できる人員は最大4名とする。

6 実施場所

鳥取市内において受託事業者が設置する指定一般相談支援事業所等とする。

7 委託期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

※契約締結の日から令和9年3月31日までは引継ぎなどの事前準備を行う期間（以下「事前準備期間」という。）とする。

8 事業費限度額

本業務は、債務負担行為の設定による複数年契約とし、事業費限度額は次のとおりとする。

ただし、この金額は現段階での限度額であるため、契約予定額を示すものではない。

なお、委託料については令和9年4月1日から発生するものとし、事前準備期間について委託料は発生しないものとする。

相談支援専門員1名当たり ※人件費、事務費含む

5,412,000円／年 ※消費税及び地方消費税を含む。

9 担当課

鳥取市福祉部障がい福祉課

所在地：〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話番号：0857-30-8218（直通）

メールアドレス：syogaifukushi@city.tottori.lg.jp

10 参加資格要件

本プロポーザルに応募しようとする者は、公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 業務仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者又は鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成28年1月17日施行）第3条に規定する者でないこと。
- (7) 鳥取市内において、障害福祉事業の実績があり、契約締結時点で、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業の指定を鳥取市から受けていること

1.1 参加方法

参加資格要件を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式2）
- イ 国税、都道府県税、市町村税の納税証明（未納がないことを確認できるもの。写し可。提出前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ウ 会社概要（会社案内パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年11月17日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

提出書類は、持参または簡易書留郵便にて提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「鳥取市の休日」という。）を除く日の、午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町7-1番地

鳥取市福祉部障がい福祉課（鳥取市役所 本庁舎 1階）

(5) 参加資格要件の確認通知

参加希望者から提出のあった参加申込書及び関係書類によって、当該業務への公募資格要件を満たしているかを審査する。審査結果は、令和8年11月20日（金）までに各参加申込書提出者へ発送する。

1 2 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年10月30日（金）から11月10日（火）午後5時まで（必着）

ただし、提出受付時間は鳥取市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 受付場所

「9 担当課」

(3) 提出方法

質問については「質問書」（様式1）により提出すること。電話、窓口等での口頭による照会には応じない。

事務局へ直接持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて提出することとし、持参以外の方法による場合は、必ず到着確認を行うこと。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、随時本市公式ウェブサイトに掲載する。また、重要な変更については、本募集要項の修正とみなし、改めて募集要項の修正版を公式サイトに掲示する。

1 3 企画提案書の提出

当該業務の参加資格要件を満たし、企画提案に参加する者は、本市に対し下記のとおり「企画提案書提出届（様式3）」等によって企画提案書を提出するものとする。

なお、作成にあたっては、「鳥取市障がい者相談支援事業業務委託 企画提案書作成要領」を参考にすること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式3） 1部

イ 企画提案書 7部（正本1部及び副本6部）

(2) 受付期間

令和8年11月20日（金）から令和8年12月7日（月）午後4時30分必着

なお、提出受付時間は、鳥取市の休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(3) 提出方法

「9 担当課」へ直接持参（鳥取市の休日を除く。）又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は郵便書留により提出期限までの必着とする。ファクシミリ・電子メー

ル等での提出は不可とする。

(4) 提出先

「9 担当課」

(5) 本市からの疑義照会

提出のあった企画提案書の内容について、必要に応じて、後日、本市から疑義照会を行うことがある。

(6) 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、企画提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

イ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 企画提案の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

ア 企画提案書の提出期限に適合しない場合

イ 提案内容に虚偽の記載があった場合

ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

オ 見積金額が契約金額の上限額を超える場合

カ 提出された企画提案書等に不備がある場合

(8) 企画提案書の著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画を提案したそれぞれの応募者に帰属する。ただし、鳥取市は企画提案書の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

また、鳥取市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には公開対象文書として原則開示することとなるが、応募者が事業を営むうで競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定によって非開示とできる場合もあり、その際は理由書等を提出することとする。

1 4 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書の審査は、本市が別に定める構成員により組織された「鳥取市障がい者相談支援事業企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。企画提案書とプレゼンテーションの内容を別途定める評価基準に基づき審査し、評価の合計点が上位の者から順に、優先交渉権者として決定する。また、市が想定する必要人員を満たすまで、評価の順位の高い者から順に交渉を行うものとする。なお、1事業者当たり配置できる人員は最大4名とする。なお、同点の場合の順位は、選定委員会が決定す

る。参加事業者の相談支援専門員の合計が19名以下であった場合も選考を行う。審査・選考は非公開とする。

(2) プレゼンテーションの要領

- ア 日時 本市が指定する日時（令和9年1月中旬を予定）
- イ 場所 本市が指定する場所（鳥取市役所本庁舎を予定）
- ウ 人数 1提案者につき5人以内
- エ 説明時間 提案説明20分、質疑応答10分とする。
- オ 説明者 複数の者が役割分担をして行うことも可とする。
- カ 機器類の使用 プロジェクター及びスクリーンは鳥取市が用意する。その他の物は提案者が準備すること。

(3) 評価基準及び配点

別途定める評価基準及び配点とする。

(4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、提案内容が市の求める水準に達していないと判断された場合には、選定を行わない。なお、提案者が無い場合、本プロポーザルは中止し、内容を精査した上で、新たに募集する。

(5) 結果公表

審査結果は、すべての企画提案書提出者（失格者を除く）に書面で通知するとともに、本市ウェブサイト公表する。

(6) 審査に関する問い合わせ、異議申し立て

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受けないものとする。

1.5 その他事項

- (1) 企画提案、プレゼンテーション等にかかる費用は、すべて参加者の費用とする。
- (2) 本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された場合であっても、契約締結を確約するものではない。本市の予算確定状況や、本業務の仕様変更、その他やむを得ない事情により、内容の変更、または本業務を中止・延期する場合がある。この場合、提案者は本市に対して損害賠償その他の請求を行うことはできないものとする。
- (3) 本事業の公告の日から受託候補事業者の決定又は公表の日までの期間に、本事業のために選定委員会の委員と接触を試みた者は失格とする。
- (4) 企画提案書の提出を辞退する場合には、「企画提案参加辞退届」（様式4）を提出するものとし、届出にかかる提出期限、提出方法は企画提案書の提出に準ずるものとする。なお、企画提案書を含む一切の提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属するものとする。ただし、市が本プロ

ポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、鳥取市情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づき提出書類の公開について判断する。